

< 個別案件確認表（東京都） >

東京都担当確認 令和元年 6 月 4 日

東京都作業部会確認 令和元年 6 月 5 日

事業名 練習会場 仮設オーバーレイ整備業務（その 1）～（その 3）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意により共同実施事業として位置付けられている仮設等整備に該当する。 ・予定価格は、V 3 予算額内に収まる。 ・大枠の合意により、パラリンピック経費の 4 分の 1 及び都または都外自治体の施設における仮設インフラ整備に係る経費については、都が負担する。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	練習会場は、大会運営を担う組織委員会が、I F や施設所有者等の関係者と調整を図り、整備する。 また、各練習会場において、関係者との協議の上で要件を反映させた仮設物等の設置は、組織委員会が実施すべき事業であり、執行も一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から	<p>必要性</p> <p>練習会場は、開催都市契約及び大会運営要件で整備が求められており、2020 大会の運営にあたり、必要不可欠であり、過去大会でも用意されてきた。また、整備の内容は、I F や施設所有者等の関係者との協議の上、整理されている。</p> <p>効率性</p> <p>各練習会場の施設規模、各競技の練習会場としての要件を整理し、新たに設置するものは必要最小限にとどめている。 また、各会場の既存設備をできる限り活用するなど、効率的な計画となっている。</p>	

<p>妥当なものであること</p>	<p>納 得 性</p>	<p>V3 予算内に収まるとともに、国内外のサプライヤーからの見積もりを基に精査した標準単価や、東京都財務局単価、各種見積もりを適切に査定し積算しており、適切に計画されている。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、大枠の合意で公費負担とされた、都及び都外自治体所有の施設における、仮設等のインフラ整備や、パラリンピック競技における施設整備であり、公費負担の対象として適切である。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和元年6月4日

東京都作業部会確認 令和元年6月5日

事業名 練習会場 投光車調達業務

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意により共同実施事業として位置付けられている仮設等整備に該当する。 ・予定価格は、V3 予算額内に収まる。 ・大枠の合意により、パラリンピック経費の 4 分の 1 及び都または都外自治体の施設における仮設インフラ整備に係る経費については、都が負担する。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>練習会場は、大会運営を担う組織委員会が、I F や施設所有者等の関係者と調整を図り、整備する。</p> <p>また、各練習会場において、関係者との協議の上で要件を反映させた仮設物等の設置は、組織委員会が実施すべき事業であり、執行も一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>練習会場は、開催都市契約及び大会運営要件で整備が求められており、2020 大会の運営にあたり、必要不可欠である。</p> <p>また、陸上競技やサッカー等、夜間の開催が予定されている競技については、投光車を用意することにより、大会時と同時間帯に練習が可能な環境を整うこととなり、選手のコンディション調整の場としての練習会場の機能をさらに拡充させるものである。</p>	
	<p>各 F A 及び I F との協議結果に基づき、要求水準が定められており、適切に計画されている。</p> <p>また、投光車の活用は、照明柱の設置工事を実施するよりも、大幅に費用を抑制することができ、効率的である。</p>	

	納 得 性	V3 予算内に収まるとともに、競技会場等で使用している投光車の賃借料と比較しても妥当である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本件は、大卒の合意で公費負担とされた、都及び都外自治体所有の施設における、仮設等のインフラ整備や、パラリンピック競技における施設整備であり、公費負担の対象として適切である。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。